

年	主な出来事	備考
1968	3月、台湾出身の政治活動家が本国に強制送還される。	東京地判昭和44年11月8日 (裁判所ウェブ) ; 東京高判昭和46年3月30日 (裁判所ウェブ)
1981	10月、難民条約に加入(翌年1月効力発生)	
1990	張振海事件[中国出身の政治活動家の事件。高裁は、国際人権規約に基づいて引渡しの可否を判断するのは、裁判所ではなく法務大臣の役割であるとし、「引き渡すことができる」と判断した。特別抗告棄却の同日に本国送還。]	東京高判平成元年4月20日 (裁判所ウェブ)
1991	林桂珍事件[民間航空機に対するハイジャックをして入国した中国出身の政治活動家の事件。判決前の1991年8月に本国送還。]	東京地判平成3年4月14日 東京高判 (裁判所ウェブ) ; 平成4年4月27日 (裁判所ウェブ)
2003	10月、訴訟準備中のパキスタン人庇護希望者の強制送還	訴訟準備中の難民認定申請者の強制送還に対する抗議声明
2004	入管難民法の改正(翌年5月施行)[60日ルール廃止、難民審査参与員制度導入、難民申請者の地位の安定化(仮滞在制度・難民申請中の送還停止効)の導入]	
2005	1月、カザンキラン事件[トルコ・クルド人マナドゥト難民父子が強制送還される。] 2月、クルド人Y送還未遂事件	全難連抗議&申入れ クルド弁護団抗議声明
2009	3月、入管難民法の改正(同年7月施行)[53条3項に拷問等禁止条約3条を明記等] 10月、ビルマ・チン族男性送還[ビルマ・チン族男性が訴訟提起準備中に強制送還される。本国送還後、陸路でインドに脱出した。]	全難連抗議書～入国管理局のビルマ人難民申請者送還の暴挙に抗議する～
2010	スラジュ事件[ガーナ出身の男性が国費送還中に死亡した事件。この事件後、国費の強制送還が停止された。]	東京地判平成26年3月19日; 東京高判平成28年1月18日
2013	チャーター機による集団送還とIOM送還プログラムの運用が始められる。	
2014	12月、ベトナムとスリランカ出身者32名がチャ	名古屋地判令和元年7月30日

	<p>ーター便で集団送還される。前日に難民異議棄却決定の告知を受け、不認定処分に対する取消訴訟を提起できると説明を受けた庇護希望者を含む。</p>	<p>日 (裁判所ウェブ)</p>
2015	<p>11月、バングラデシュ出身者22人がチャーター便で集団送還される(6か月以内に難民異議棄却処分の告知を受けた者を含む)</p>	
2016	<p>2月、スリランカ・タミル人の庇護希望者が訴訟準備中に強制送還される。</p> <p>9月、スリランカ出身者30人がチャーター便で集団送還される(6か月以内に難民異議棄却処分の告知を受けた者を含む)</p>	<p>抗議・申入書(非公開)</p> <p>スリランカへの一斉送還(2016年9月22日)に対する抗議声明 (ヒューライツ大阪ウェブ)</p>
2017	<p>2月、タイ、ベトナム、アフガニスタン出身者43人がチャーター便で集団送還される(6か月以内に難民異議棄却処分の告知を受けた者を含む)</p> <p>3月、東京入管で濫用・誤用的な再申請者の帰国促進に係る措置の試行(運用改正により不要になったとして2018年1月15日廃止)</p> <p>チャーター機による集団送還に加え、小口集団送還の運用が開始される。</p>	<p>タイへの一斉送還(2017年2月20日)に対する抗議声明</p> <p>平成29年3月1日付け法務省管総第882号法務省入国管理局長発出文書</p>
2018	<p>2月、ベトナム出身者47人がチャーター便で集団送還される(過去に難民申請をしたことがある者24人を含む)</p> <p>この年から空港での難民申請者数が激減したとみられるが、法務省は数値の公表さえしなくなった。</p>	<p>チャーター機によるベトナムへの一斉送還(2018年2月8日)に対する抗議声明</p> <p>参考：資料6-6</p>
2019	<p>10月、入管庁が「送還忌避の実態について(令和元年6月末現在)」を発表。法務大臣が第7回出入国管理政策懇談会に収容・送還に関する専門部会を設置。</p>	
2020	<p>3月、入管庁が「送還忌避者の実態について(令和元年12月末現在)」を発表。</p> <p>6月、収容・送還に関する専門部会が、難民申請中の送還停止効の一部例外導入等を提言。</p>	<p>収容・送還に関する専門部会開催状況 (法務省ウェブ)</p>

以上